

入札参加資格登録業者(工事) 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

工事の制限付一般競争入札において複数案件で資格審査対象の落札候補者となった場合の落札優先順位の取り扱いについて(通知)

このことについて、同一事業者が同一開札日における複数の工事の制限付一般競争入札に参加し、開札の結果、複数の案件で資格審査対象の落札候補者となった場合において、当該すべての案件に配置する技術者又は現場代理人がない場合の落札優先順位の取り扱いについて、下記のとおり改めましたので通知いたします。

記

1. 現行の取り扱い

同一事業者が、同一開札日における複数の工事の入札に参加し、開札の結果、複数の案件で資格審査対象の落札候補者となった場合において、当該すべての案件に配置できる技術者及び現場代理人がない場合、落札はより先に行った開札案件を優先する。

(例)

開札順番-1	土木一式工事A	<u>第1落札候補者 X社</u>	第2落札候補者 Y社
開札順番-2	土木一式工事B	<u>第1落札候補者 X社</u>	第2落札候補者 Z社

※X社の落札は、土木一式工事 Aを優先する。

2. 今後の取り扱い

同一開札日における複数の工事の入札に参加し、開札の結果、複数の案件で資格審査対象の落札候補者となった場合において、当該すべての案件に配置できる技術者及び現場代理人がない場合、落札はより先に開札を行った案件を優先する。

ただし、先に開札を行った資格審査対象の案件が後に開札を行った資格審査対象の案件の落札順位より低い場合は、落札は落札順位のより高い後に開札を行った案件を優先する。

(例:配置可能な技術者等が一工事分しかない場合)

開札順番-1	土木一式工事A	第1落札候補者 Y社(入札無効)	<u>第2落札候補者 X社</u>
開札順番-2	土木一式工事B	<u>第1落札候補者 X社</u>	第2落札候補者 Y社

※X社の落札は、土木一式工事 Bを優先する。

3. 適用日

平成25年10月21日以後に新たに制限付一般競争入札の公告を行う入札案件より適用する。

※当該取り扱いについては、各入札の公告文中に掲載しております。